

令和6年度 会津若松市訪問給食サービス事業実施事業者募集要項

1. 事業目的

在宅のひとり暮らし高齢者等を対象に弁当を宅配することによる安否確認や栄養改善を通して、健康増進と福祉の向上を図るものです。事業実施にあたり、「会津若松市訪問給食サービス事業実施要綱」及び「会津若松市訪問給食サービス事業実施事業者登録要領」に基づき実施事業者を募集します。

2. 業務の内容

- (1) 業務名 会津若松市訪問給食サービス事業
- (2) 業務の場所 会津若松市内
- (3) 実施期間 委託契約締結日～令和7年3月31日
- (4) 業務内容 「令和6年度会津若松市訪問給食サービス業務委託仕様書」のとおり。

3. 応募要件

- (1) 会津若松市内に活動拠点となる事業所があり、食品衛生法(昭和22年法第233号)による飲食店営業の営業許可を取得しており、かつ業務に係る食事の調理を、当該営業許可を受けた市内の厨房施設において行っていること。
- (2) 調理から配達及び安否確認までの一連の業務全てを事業者の責任において実施できること(訪問給食サービス実施事業者は、業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得て、業務の一部を第三者に委託することは差し支えない)。
- (3) 所属の栄養士または管理栄養士により作成された献立に従って調理された食事を提供できること。
- (4) 会津若松市からの入札参加停止を受けていないこと(上下水道局発注を含む)。
- (5) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱で定める排除措置対象者でないこと。
- (6) 会津若松市に納税義務を負っている場合、その納付すべき市税に未納がないこと。
- (7) 応募時点において、3ヶ月以上配食サービス等の実績があること。ただし、市長が特に認める場合についてはこの限りではない。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続き開始の申請がなされている法人又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者(会社更生法にあっては更正手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全であるものでないこと。

4. 応募について

- (1) 受付期間 随時
- (2) 応募方法 所定の申請書に必要書類を添付し、高齢福祉課までご提出ください。
- (3) 提出書類
 - ①会津若松市訪問給食サービス事業実施事業者登録申請書（実施事業者登録要領第1号様式）
 - ②営業許可証の写し（飲食店営業の営業許可証で、本業務の調理を行なう施設のもの）
 - ③管理栄養士・栄養士免許の写し
 - ④献立表（本業務を受託した場合に想定される1週間分の献立。エネルギー量、たんぱく質、脂質、塩分の4項目の摂取量を記載すること）
 - ⑤会社等パンフレット等
 - ⑥市民税等の納税証明書（入札用）
※申請日より3か月以内に発行されたもので直近の2か年度分
 - ⑦登記事項証明書（写し可）
 - ⑧業務経歴書

5. 審査等

書類審査の上、その結果を通知いたします。

訪問給食サービス実施事業者として適格であると認められる場合、「会津若松市訪問給食サービス事業実施事業者名簿」に登録します。名簿登録事業者は、会津若松市との委託契約締結の上、業務を実施することになります。

6. その他

- (1) 書類作成にかかる費用は、応募事業者の負担とします。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載をした場合、又は重大な不備があった場合は、登録を無効とします。

【参考】 令和5年度上半期訪問給食サービス実績（全登録事業者の合計）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実利用者数 (人)	466	471	469	473	487	491
利用食数 (食)	10,102	10,827	10,595	10,529	10,935	11,029